

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第八条の二 （略） 2 （略） 3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第七条第三項に規定する勤務をさせてはならない。</u> 4 前三項の規定は、<u>第十四条第一項第一号に規定する要介護者の介護をする職員について準用する。</u>この場合において、<u>第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者が、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第二項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十四条第一項第一号に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「当該請求をした職</u>	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第八条の二 （略） 2 （略） 3 任命権者は、<u>三歳に満たない子を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第七条第三項に規定する勤務をさせてはならない。</u> 4 前三項の規定は、<u>第十四条第一項第一号に規定する要介護者の介護をする職員について準用する。</u>この場合において、<u>第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者が、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十四条第一項第一号に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、</u>「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、<u>第二項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十四条第一項第一号に規定する要介護者のあ</u>

員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは、「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

第十四条 (介護休暇)

一 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十四条の四第一項において「配偶者等」という。）で重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

二 (略)

2―6 (略)

第十四条の三 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第十四条の四 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

21 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十四条の五 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

る職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項中「三歳に満たない子を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十四条第一項第一号に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、
「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは、「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

第十四条 (介護休暇)

一 職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

二 (略)

2―6 (略)

第十四条の三 (略)

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	
---------------------------------	--

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第八条の二第三項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。